

貸金業の規制等に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第93号

貸金業の規制等に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

(貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和58年鳥取県規則第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分に改める。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><u>鳥取県貸金業法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>貸金業法</u>(昭和58年法律第32号。以下「法」という。)の施行に関し、<u>貸金業法施行令</u>(昭和58年政令第181号)及び<u>貸金業法施行規則</u>(昭和58年大蔵省令第40号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(登録申請書等の副本等の部数)</p> <p>第2条 <u>省令第1条の5第2項</u>に規定する登録申請書に添付する登録申請書の副本及び添付書類の部数は、それぞれ1部とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>省令第26条の29第2項</u>に規定する事業報告書に添付する事業報告書の副本の部数は、1部とする。</p> <p>5 <u>省令第26条の29第3項</u>に規定する事業報告書に添付する参考書類の部数は、それぞれ2部とする。</p> <p>(身分証明書の様式)</p> <p>第7条 <u>法第24条の6の10第5項</u>に規定する証明書は、別記様式のとおりとする。</p> <p>別記様式(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> | <p style="text-align: center;"><u>貸金業の規制等に関する法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>貸金業の規制等に関する法律</u>(昭和58年法律第32号。以下「法」という。)の施行に関し、<u>貸金業の規制等に関する法律施行令</u>(昭和58年政令第181号)及び<u>貸金業の規制等に関する法律施行規則</u>(昭和58年大蔵省令第40号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(登録申請書等の副本等の部数)</p> <p>第2条 <u>省令第1条第2項</u>に規定する登録申請書に添付する登録申請書の副本及び添付書類の部数は、それぞれ1部とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>省令第30条第2項</u>に規定する事業報告書に添付する事業報告書の副本の部数は、1部とする。</p> <p>5 <u>省令第30条第3項</u>に規定する事業報告書に添付する参考書類の部数は、それぞれ2部とする。</p> <p>(身分証明書の様式)</p> <p>第7条 <u>法第35条第2項及び第42条第3項</u>に規定する証明書は、別記様式のとおりとする。</p> <p>別記様式(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> |

身分証明書



所属  
職名  
氏名

上記の者は、貸金業法第24条の6の10第5項に規定する立入検査をする職員であることを証する。

年 月 日

鳥取県知事

(裏)

貸金業法(抜粋)

(報告徴収及び立入検査)

第24条の6の10 略

2 略

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 略

身分証明書

職氏名 \_\_\_\_\_

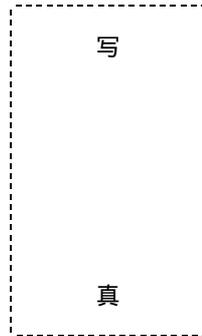
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

上記の者は、貸金業者又は貸金業協会の立入検査に従事する者であることを証明する。

\_\_\_\_\_ 年 月 日

鳥取県知事

(裏)



1 本証は、貸金業者又は貸金業協会の検査の際に必ず携帯すること。

2 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。

3 本証を紛失し、若しくは汚損し、又は本証の記載事項に変更があつた場合は即時その旨を申告して再交付又は訂正を受けること。

4 貸金業者又は貸金業協会の立入検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

第2条 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

| 改正後                              |   |  |                  |                  |                       |                  |    |                  |               |             | 改正前                              |   |                  |                  |                       |  |  |  |               |  |  |
|----------------------------------|---|--|------------------|------------------|-----------------------|------------------|----|------------------|---------------|-------------|----------------------------------|---|------------------|------------------|-----------------------|--|--|--|---------------|--|--|
| 別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係） |   |  |                  |                  |                       |                  |    |                  |               |             | 別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係） |   |                  |                  |                       |  |  |  |               |  |  |
| 個別事項に係る事務処理権限                    |   |  |                  |                  |                       |                  |    |                  |               |             | 個別事項に係る事務処理権限                    |   |                  |                  |                       |  |  |  |               |  |  |
| 所<br>属<br>名                      | 種<br>類  | 事<br>項<br>内<br>容   | 事務処理権限の区分        |                  |                       |                  |    |                  | 地方機関の<br>長の名称 | 所<br>属<br>名 | 種<br>類                           | 事<br>項<br>内<br>容  | 事務処理権限の区分        |                  |                       |  |  |  | 地方機関の<br>長の名称 |  |  |
|                                  |   |  | 専<br>決<br>権<br>者 |                  | 委<br>任<br>決<br>権<br>者 |                  |    |                  |               |             |                                  |   | 専<br>決<br>権<br>者 |                  | 委<br>任<br>決<br>権<br>者 |  |  |  |               |  |  |
|                                  |   |  | 知事               | 地方機関<br>部長<br>課長 | 知事                    | 地方機関<br>部長<br>課長 | 知事 | 地方機関<br>部長<br>課長 |               |             |                                  |   | 知事               | 地方機関<br>部長<br>課長 |                       |  |  |  |               |  |  |
| 略                                |   |  |                  |                  |                       |                  |    |                  |               |             | 略                                |   |                  |                  |                       |  |  |  |               |  |  |
| 略                                |   |  |                  |                  |                       |                  |    |                  |               |             | 略                                |   |                  |                  |                       |  |  |  |               |  |  |
| 経<br>済<br>政<br>策<br>課            | 十五 貸金業<br>法（昭和48<br>年法律第32<br>号）に基づ<br>く知事の権<br>限に属する<br>事務 | 1 同法第3条第1<br>項の規定による貸<br>金業者の登録（同<br>法第21項の規定に<br>よる登録の更新を<br>含む。） |                  |                  |                       |                  |    |                  |               |             |                                  | 1 同法第5条の規<br>定による貸金業者<br>の登録  |                  |                  |                       |  |  |  |               |  |  |
|                                  |   | 2 同法第6条第1<br>項の規定による貸<br>金業者の登録の拒<br>否                             |                  |                  |                       |                  |    |                  |               |             |                                  |   |                  |                  |                       |  |  |  |               |  |  |
|                                  |   | 3 同法第8条第2<br>項の規定による登<br>録事項に係る変更<br>の登録                           |                  |                  |                       |                  |    |                  |               |             |                                  |   |                  |                  |                       |  |  |  |               |  |  |
|                                  |   | 4 同法第12条の3<br>第9項の規定によ<br>る貸金業務取扱主<br>任者の解任の勧告                     |                  |                  |                       |                  |    |                  |               |             |                                  | 1の2 同法第24条<br>の7第9項の規定<br>による貸金業務取<br>扱主任者の解任の<br>勧告                |                  |                  |                       |  |  |  |               |  |  |
|                                  |   | 5 同法第24条の6<br>の3の規定による<br>業務の改善に必要<br>な措置の命令                       |                  |                  |                       |                  |    |                  |               |             |                                  | 2 同法第35条第1<br>項の規定による貸<br>金業協会からの報<br>告等の徴収又は業<br>務を行う場所への<br>立入検査等 |                  |                  |                       |  |  |  |               |  |  |
|                                  |   | 6 同法第24条の6<br>の4第1項の規定<br>による貸金業者の<br>登録の取消し又は<br>業務の停止命令          |                  |                  |                       |                  |    |                  |               |             |                                  | 3 同法第36条の規<br>定による貸金業者<br>に対する業務の停<br>止命令                           |                  |                  |                       |  |  |  |               |  |  |
|                                  |   | 7 同法第24条の6<br>の4第2項の規定<br>による役員解任<br>の命令                           |                  |                  |                       |                  |    |                  |               |             |                                  |   |                  |                  |                       |  |  |  |               |  |  |
|                                  |   | 8 同法第24条の6<br>の5第1項の規定   |                  |                  |                       |                  |    |                  |               |             |                                  | 4 同法第37条の規<br>定による貸金業者  |                  |                  |                       |  |  |  |               |  |  |



この規則は、公布の日から施行する。